

財務省告示第九十二号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第七條第三項の規定に基づき、平
 成十七年二月二十八日に発行した利付国債の発行
 条件等を次のとおり告示する。
 平成十七年三月九日

財務大臣 谷垣 禎一

一	名称及び記 号	利付国庫債券（二十年）（第七十 四回）
二	発行の根拠 の法律及びそ の条項	財政融資資金特別会計法（昭和 二十六年法律第一百一号）第十一 條第一項
三	振替法の適 用等	社債等の振替に関する法律（平 成十三年法律第七十五号）以下 「振替法」という。の規定の適 用を受けるものとし、その振替 機関は日本銀行とする。 国民年金法等の一部を改正する 法律（平成十二年法律第十八号） 附則第三十七條第一項の規定に 基づき厚生労働大臣から年金資 金運用基金に寄託された資金に よる引受け
四	発行方法	
五	発行額	額 四十一億二千百三十二万円
六	払込金額	額 四十一億二千百三十二万円
七	最低額面金 額	五万円
八	振替単位	振替法の規定による振替口座簿 の記載又は記録は、最低額面金 額の整数倍の金額によるものと する。
九	発行行 行価	平成十七年二月二十八日
十	発行行 格	額面金額百円につき百円五十二 銭
十一	利率	年二・一パーセント

十二

の経過
払込み

年金資金運用基金理事長は、払
込金額に加え、次の算式によ
算出した金額を第十八号に規
する期日に払い込むものとす
る。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 2.1 \times \frac{70}{365}}{100}$$

十三

初期
利子

平成十七年六月二十日を
とし、次の算式により支払
金額を支払う。ただし、支
金の銀行休業日に当たるとき
が、銀行休業日に当たるとき
その翌営業日に支払う。以下、
次の号及び第十五号において
する期日について同じ。

$$\frac{\text{額面金額} \times 2.1 \times \frac{1}{2}}{100}$$

十四

第二期
以後の
利子

毎年六月二十日及び十二月二十
日を支払い期とし、各支払期に
いて、その日以前六月間に属す
る利子を支払う。

十五

償還
金額

平成三十六年十二月二十日

十六

元金
支額

日本銀行 百円につき百円

十七

払込
期日

平成十七年二月二十八日

十八

払込
期日